

金融庁長官

高木 祥吉 殿

預金保険法第80条に基づく報告書(補遺)

平成14年8月14日

千葉県商工信用組合

金融整理管財人 山本靖彦

金融整理管財人 竹下正己

I はじめに

千葉県商工信用組合は、平成13年5月11日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成13年10月29日に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づいて行った千葉県商工信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、千葉県商工信用組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であったものに対する責任追及を行うことが重要な任務のひとつとされているところから(預金保険法第83条)、就任後、金融整理管財人及び金融整理管財人補佐人を構成員とした責任追及担当部を発足させて、関係役職員からの聴き取り調査を開始し、旧経営陣の法的責任につき調査・検討を行ってきました。

金融整理管財人は、主として、破綻した融資先に対する融資内容等についての聴取調査及び関係書類調査の方法で調査しました。なお当組合破綻直前の資産の処分については該当がありませんでした。

まず、大口融資先17先を選別して調査を行うとともに、預金保険機構とも、今後の進行について意見交換を行いました。また、同年4月からは、さらに遺漏なきを期するため、調査範囲を拡大することとし、弁護士佐々木幸孝に、下記の点を中心に記録精査及び関係者からの事情聴取等する方法による調査を依頼しました。

記

- ① 金融整理管財人が調査した大口与信先17社および調査対象期間内に累計で1億円以上の償却・引当をした融資先及び役員（親族、関連企業を含む）に対する融資
- ② 監督官庁の検査で指摘された案件。
- ③ 1億円以上の損失を計上している資産運用、あるいは資産の処分。ただし、マーケットにおける有価証券の取引は除く（問題のあると思料される案件は例外）。

他方、平成14年4月23日に、市原市農業協同組合関連の不祥事件が発覚し、別途その調査も行いました。

これらの今日までの状況について報告します。

第2 刑事責任追及について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等(中小企業等協同組合法112条)、報告義務違反(協同組合による金融事業に関する法律10条)などの刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿、決算書等、関係帳簿等を精査し、関係職員から事情を聴くなどして調査してきました。

本調査の過程で、市原市農業協同組合からの預金資金について架空預金証書を作成した疑いが明らかになり（以下、「農協事件」という）、

調査致しました。しかし、本件の中心人物である元理事長が、本件に関して行った行為については、農協に対する預金債務が認められる場合には、当組合に対する背任、業務上横領若しくは中小企業協同組合法（中企法）第112条①項に該当すると考えられますが、その場合でも大半は既に公訴時効が完成している上、同人は、既に死亡しており、更に調査検討が必要です。

また、上記元理事長以外の旧経営陣については、現在までの調査では、刑事責任を問い得る案件は発見されておられません。

第3 民事責任追及について

1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合は、平成13年3月末を基準日とする自己査定を実施した結果、大幅な貸出金償却・貸倒引当金の引当が必要であって、6,192百万円の債務超過となることが判明したことから、自主再建を断念し、破綻公表に至ったものです。破綻先、実質破綻先への貸出残高は、平成13年3月31現在で債務者数531先、貸出残高30,963百万円となっています。

金融整理管財人は、まず、破綻直前の資産処分、出資金の払戻等について関係役職員等から聴取調査を行いました。資産の処分時期、資産の処分方法、出資金の払戻時期等についての旧経営陣の経営判断に対して、民事責任追及が可能であると判断するものは発見されておられません。

次に融資先については、実質的破綻先以下の中より大口与信先17社を調査対象としました。調査の方法は、責任追及担当部を通じて貸出稟議書（付属書類を含む）、償却資産台帳、理事会議事録等の関係書

類を精査し、関係役職員からの事情を聴取するなどして、取引の経緯、融資審査の実態、担保徴求の状況、回収状況等を調べ、旧経営陣に対する民事責任の追及に結びつくような法令違反、任務懈怠が認められるか否かという観点から調査・検討を行いました。

その後、前記のとおり、弁護士による確認調査を継続し、新たに大口融資先14先を調査しました。

なお、当組合の役員または役員の親族が経営するか、または、経営陣として参加している企業に対する融資については、該当は特にありませんでした。

さらに、当組合の投資有価証券の適正な運用・管理が行われたかについても弁護士に検討を指示しました。

2 調査の結果

(1) 概論

当組合は、役職員からの事情聴取と関係資料から総括的に考えると、以下の原因で、経営破綻に至ったものと判断できます。

すなわち、元々当組合の融資は、不動産・建設業者という特定業種に偏重して、バランスを欠いていた上、平成11年度までの担保評価は大部分が実勢地価（売買取引事例価格）によるという不合理な点がありましたが、バブル崩壊後の長引く不況、資産価値の下落等を背景として、主たる融資先である不動産業、建設業を中心とする大口融資先の経営環境が悪化し、更には担保不動産の担保価値の下落によって融資先の不良債権化が進行しました。

こうした一般的傾向の下、当組合内部においては、合併した旧組合関係者間に対立があるなど経営陣における牽制機能が欠けていたこと、債権など信用リスクに関する旧経営陣および役職員の理解及び認識が不

足していたこと、さらに融資に関する審査・管理体制が不整備であり、又、貸出金の管理・回収についても、督促の徹底や担保権の迅速な実行などが必ずしも十分ではなかったこと等に起因して、大口先を含む貸出資産の改善が進みませんでした。

さらに資産運用面では、投資信託などの有価証券投資に失敗し、多額の損失をこうむっていますが、これは投資有価証券の処分について、明確な基準を策定せず、そのため有価証券の値動きに即応して、適切迅速な処理をすべき機会を逸したためではないかと考えられました。

こうしたことから、償却・引当額が大幅に不足してしまっていたために、平成13年3月末を基準日とする自己査定において債務超過が一挙に顕在化したものです。

(2) 融資条件について

個々の融資条件を検討したところ、保全不足が多く見られました。バブル崩壊に伴う不動産価値の下落という一般的要因のみに留まらず、融資時とりわけ追加融資の際に担保不動産の価値が既に下落しているにも拘らず、担当役職員が融資先の慎重な検討を行うことなく漫然と融資を実行しているものが少なくありませんでした。融資先の建物不動産の担保価値の評価についてその下落を適切に把握せずに据え置いた事案も見られました。

債務者の事業見込み、返済計画の見通しなどの分析検討に不十分な点があり、担保及び保証人による保全が不足するものがあり、当組合の融資に関する基本姿勢は、総じて妥当ではないと思われました。

(3) 融資実行について

当組合の融資先に対する貸出実行には、財務分析が不十分であるなど

の不適切と思われるものがありました。また迂回融資で実質的に法定限度以上となる貸付ではないかと判断されるものもありました。これらの事案については、融資に至る手続面で問題がなかったかどうか、法令・定款違反の問題はなかったか、また、かかる問題に至らないまでも当組合の旧経営陣による経営判断に裁量を超えた違法なものがなかったか、その他善管注意義務違反がなかったかについて後記さらに検討が必要であると判断しております。

(4) 債権回収について

債権回収の側面についても適切さが疑われるものが少なからずありました。貸出金の回収・管理面では、本部管理体制が人員不足から整っておらず、各支店の対応に任せる処理になっていて、到底十分とは言えませんでした。即ち、債務者の経営状況を常に把握し、経営状況、事業の先行等の調査分析、貸出金の厳正な期日管理による延滞発生防止、定期的な担保不動産の評価見直しによる債権保全の強化、延滞先、特に大口の延滞先に対する計画的な管理回収が不十分であったことが指摘できます。融資先の元本返済がかなり以前から停止しているにもかかわらず、当組合の担当者が利払いを受けるだけで、回収を猶予し、当組合による返済計画が慎重に検討されたのかが疑われる事案が少なからず存在しました。

(5) 債権管理について

当組合では、融資後の資金使途の追跡、融資対象プロジェクトの成否などの事後調査を殆どしていません。また仮に資金使途相違を認識しても問題にせず、利息の支払をうければ、問題にしないという対応を続けているなど、債権管理自体が杜撰であるとの疑いが認められる事案が少

なくありませんでした。

(6) 有価証券の運用・管理について

当組合の有価証券運用については、平成11年8月に有価証券規程を制定するまで、その取得や売却についての規程が備わっておらず、株式・社債の購入は、理事長及び専務理事が決裁してこれを行っていました。

ところで、当組合は、平成6年8月に合計12億841万2千円の投資信託を購入し、平成13年にこれを売却処分した結果8億7841万2千円の損失を被っており、その購入・管理については更に調査、検討が必要であると判断しています。

3 調査結果に基づく検討

(1) 検討の方針

以上の調査結果に基づき、以下の方針により民事責任の有無を検討しました。

まず、時効の関係から、平成3年以前の融資を対象外としました。その上で、①法令・定款等の明白な違反があるもの ② そうでなくても、信用組合として当然要求される業務の懈怠が問題となり、これについて役員が善管注意義務違反の疑いをもたれるものがあるかどうかという観点で行いました。

(2) 自己取引、員外貸付、域外貸付等

法令・定款違反の問題として、自己取引、員外貸付、域外貸付等を検討しましたが、調査した範囲では該当はありませんでした。

(3) 保全不足が認められる事案、債権回収に適切さの疑われる事案、債権管理が杜撰とみられる事案等

これらの事案について検討しましたが、一部を除き、大半は、バブル崩壊に基づく担保価値の下落、融資先の経営環境の悪化による多量の不良債権の発生に起因するものと思料します。

しかし、一部の個別の事案については、融資債権の不良債権化がはたしてバブル崩壊に起因するのか、かかる要因以上に、旧経営陣の善管注意義務違反に起因するのか、そして、損失の発生との間に因果関係が存在するといえるのかについて、明瞭ではありません。

よって直ちに責任追及は困難であると判断され、現時点では、提訴を行うに至っておりません。

(4) 有価証券の運用・管理について

前記の投資信託は、高額な損失が生じる可能性があるハイリスク商品であったと思われるところから、購入額が高額に過ぎるのではないかと、購入に当って慎重な検討がなされたのか、損切りが遅れたのではないかなど、購入当時の決裁役員の責任が問題になる可能性があります。なお、損切りについては、当組合の財務体力から損失を償却困難であり、売却できなかつたとの反論がありえます。

よって、購入時の善管注意義務違反が民事責任を検討する対象になると考えられます。

しかしながら、未だ上記投資信託商品の性格が不明であり、購入時の決裁の経緯も確認できていない点もあり、より詳細な調査が必要であると思われま

(5) 農協事件の民事責任

農協事件については、市原市農業協同組合から提訴されており、裁判の結果等を踏まえ、更なる検討が必要であると思われま

第4 旧経営陣に対する責任追及の処理

上記の調査結果に基づき、当管財人らは、責任追及の是非および可否について判断するには、更なる調査・検討が必要であり、未だその結論を出すに至っておりません。当組合は、本年8月19日を以って事業譲渡予定であることに鑑み、それまでに結論を出すのは困難な状況であります。

そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収機構において引き続き調査・検討を継続することが可能となるよう、当管財人らが行った調査に関する関係資料を同社に引き渡し、同社において責任追及を行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡致します。